

第一編 古代・中世編

1 奈良時代

【新撰姓氏錄】卷第十九
新訂増補國史大系第二卷
（神護景雲三年七月七日）
○新日本紀 卷第十九
新訂増補國史大系第二卷

（神護景雲三年七月七日）
○新日本紀 卷第十九
新訂増補國史大系第二卷
（神護景雲三年七月七日）
○新日本紀 卷第十九
新訂増補國史大系第二卷

2 平安時代

（天平十九年二月十一日）

【正倉院文書】大日本古文書卷之五
（天平神護元年（七六五））

（正集四十四）
檢仲麻呂田村家物使請経文

（正集四十四）
檢仲麻呂田村家物使

合經三百五十八卷大臣巡証宣

右、依大臣禪師今月六日宣、附散位正八位上上村主、

馬養、令奉請於東大寺如件、

天平神護元年五月九日內堅從八位上勸七等倉屋倉人鷦鷯

倉屋倉人
檢仲麻呂田

（正集四十四）
檢仲麻呂田村家物使請経文
（正集四十四）
檢仲麻呂田村家物使
合經三百五十八卷大臣巡証宣
右、依大臣禪師今月六日宣、附散位正八位上上村主、
馬養、令奉請於東大寺如件、
天平神護元年五月九日內堅從八位上勸七等倉屋倉人鷦鷯

- | | | |
|----|----------|-----|
| 2 | 租 稅 | 七 |
| 3 | 土 地 | 九四 |
| 4 | 戸 口 | 一四 |
| 5 | 山論・入会 | 一毛 |
| 6 | 水利・冰論・水車 | 一七 |
| 7 | 菜種壳捌 | 一九 |
| 8 | 酒株・酒造稼 | 一〇三 |
| 9 | 宗 教 | 一一四 |
| 10 | そ の 他 | 一二五 |

葦屋漢人

葦屋漢人。同上。(右占忌寸同祖)

○中

葦屋村主

葦屋村主。同祖。意宝荷羅支王之後也。

○中

和泉國諸蕃

和泉國諸蕃。略

葦屋村主

百濟国人意宝荷羅支王之後也。

○中

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

(承和)十月壬午。彈正尹三品阿保親王薨。遣從四位上藤原朝臣助。從四位下田口朝臣佐波主。從五位上藤原朝臣宗成。從五位下路真人永名等。監護喪事。葬日

葬

日

遺參議從四位上和氣朝臣真綱等。贈位曰。天皇大命

伊都志賀參入坐

天賜

不慮外爾。

忽爾朕朝廷至置天龍坐

食天茶

鷲賜比悔賜比哀賜比都

大

坐。

然毛治賜比授奉坐所念之位

為毛一品贈賜比治賜

布。

又遺留

親母井子等

毛殊矜治賜坐

龍坐留道間遠。

平久幸字志呂毛輕入罷坐止詔不天皇大命乎宣。親王者。

阿保親王

仁明王

天皇

功

未然に功

防ぐの功

未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

阿保親王
仁明王
天皇
功を追賞
位を贈る
承和の功
防ぐの功
未然に功

皇統(桓武)天皇之孫。而天推國高彥天皇之第一皇子也。

母葛井氏焉。大同之季。天皇禪國於皇太弟。遷御平城

宮。弘仁元年太上天皇心悔。而有入東之謀。親王坐此

倉卒之變。出大宰外帥。經十余年。至天長之初。特有

恩詔。令得入京。稍歷治部兵部卿彈正尹。兼上野上總

等太守。親王素性謙退。才兼文武。有膂力。妙絃歌。

春秋五十一而薨也。

【竹園伝記】○元祿四年(一六九一)

元祿第四辛未曆孟冬後二日

長陽主人從四位下申妻守大江朝臣綱元

接津國鬼原郡蘆屋庄打出村阿保山親王寺緣起

倩當寺の靈廟を尋るに、平城天皇(一十五代)第二皇子阿保親王の

住給ひし旧地也。此親王と申奉るハ、與竹の世々に其名とよ

まれる在五中將業平朝臣の父みにてわたらせ給ふ、延暦十

二癸酉歲、御誕生ありて、御生長の後、謙退にして御才かし

こく、文武の道をかなへさせ給ふのみならず、系竹のし

らへも雲井をひゝかし、敷嶋のやまとうたにも入たゝせまし

ませば、世におもかじつかれ給ふ、承和九年のころかと

よ、嵯峨法皇がくれさせ給ふ折を得て、恒貞親王(淳和帝)

をからひ陰謀のくたておはして、國家すてに乱れむとせ

じを、阿保親王至誠ありて申頭し給ふによ、あしき輩をつ

みし四維に退け、已に世も穩になりければ、帝の御おほへ

とへ他にことなり、しかあれど無常変易の世のことへりど

て、同じ年接津國鬼原郡蘆屋庄打出村にして、御年五十一の

冬十月廿二日薨御し給ふ。

天皇哀惜し給ふこと限なし、これによりて從四位上藤原朝臣助、從四位下田口の朝臣佐渡主、從五位下藤原朝臣宗成、從五位下路真人永名等をつかへして、御葬の事つかさとらしむ、參議從四位上和氣朝臣真綱をして一品を贈らしめ給ふ、かくて承和十一甲子年、親王のすませ給ふ地をあらためて寺院を建立し、阿保山親王寺と号す、本尊へ彼親王の安置仏臨

承和一年
院正寺建立
御長二尺六寸
御堂大師の影刻也

御在世の内仏道に御帰依まし／＼慈覺大師

を尊敬のあまりこひうけ給ふ尊像となん、鎮守は春日大明神、和光の影あきらかに仏法守護せさせまします、そのかみは、境內東西三町、南北六町余、寺院百余坊、軒のしらか日にな／＼やき、莊嚴美をつくせる道場にて、宝物等もかす／＼おほかりしかど、いの比になかりけん、一時の灰尽となりてうせぬとなん、誠に常住般空のことへりをしめし給ふ方便なるへし、されと本尊ハ、魔風の余烟にも犯され給へす、今に他力の結縁をなし、利生あらたにたゞせ給ふ、さて、土地の風景た／＼なし、先なたの塩やき／＼とまなみと詠せあし。屋のうらも／＼とちから、をくしもとらぬ海人の／＼とまの前に見えわたる、むかし業平朝臣、此ところにしるよしじみ給へる比、かれこれともなひて家の前の海のほとりに達遙し、布引の瀧にのぼらんとしてかへるに、日くれねはれ、

我すむかたの海士の漁火をみて、

はるゝ夜のほしか河辺のほたるかも我すむかたの海人の

た／＼ひか

と詠し給へるよし伊勢物語に記せるもののことなり、又ひ、浦路／＼しき夏の夜は芦辺にすたく螢の影にもあまのた／＼火かとあやまだる、後京極攝政殿の御歌にも、

さり火のむかしの光ほの見えて蘆屋のさとにとふ聲が

と詠せさせ給へるも、業平のむかしのおもかけをおほしくてたるなるへし、秋も夜寒になりゆくほど、あしやの里の海士衣襪打浪に声をかはして、よその寝ざめをうらかなしめ、さむ山おろし冬寒る比、遊ふ浪千鳥立さはき、あしのかれ葉に霜こぼるさまなど、みるにつけ聞にしたかひあへれをさけてのるに、あなひしらぬ遠津國の舟人帆をさけされは、其舟にあやまちありとなん、かの尊靈此地にとまりまじ／＼物とからし給へるにや、此寺のほとりに、東西廻をかまへ、其中に阿保親王の御廟あり、金銀の金具七宝の珠玉等今に出るどなん、又境内より一町西に、拾五間四方の塚

無才学。善作倭歌。貞觀四年三月授從五位上。五年二月拜左兵衛佐。數年遷左近衛權少將。尋遷右馬頭。累加至從四位下。元慶元年遷為右近衛權中將。明年兼相模權守。後遷兼美濃權守。卒時年五十六。

【伊勢物語】 群書類從卷第三〇七

昔男。津の国むばらのこぼりあしやの里にしるよしありて。いきてすみけり。むかしのうたに。

蘆のやの難の塩焼いとまなみ

つけの小櫛もさゝてきにけり

とよめるは。この里をよめるなり。こゝをなんあし屋のなだとはいひけり。此男なま宮づかべしければ。それをたより。ゑふのすけどもあつまりきにけり。この男のあにもゑふのかみなりけり。その家の海のほとりにあそびありきて。いざこの山のうへにありといふぬのびきのたき見にのぼらんといひて。のぼりてみると。そのたき物よりことなり。たかさ廿丈ばかり。ひんさ五丈一本余ばかりある石のおもてに。しんききぬにいしをつゝみたらんやうになん有ける。さる瀧のかみに。わらふだばかりにてさし出たるいしあり。その石

(元慶)五年五月廿八日辛巳。從四位上行右近衛權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒。業平者故四品阿保親王第五子。正三位行中納言行平之弟也。阿保親王娶桓武天皇女伊登内親王。生業平、天長三年親王上表曰。无品高岳親王之男女。先停王号。賜朝臣姓、臣之子息未預改姓。既為昆弟之子。寧異齒列之差。於是。詔仲平行平等。賜姓在原朝臣。業平体貌閑麗。放縱不拘。略

守平。業平在原朝臣。業平体貌閑麗。放縱不拘。略

のうへにはしりかゝる水。せうかうじばかりのおほきさでこぼれおつ。そこなる人にうたよます。このゑふのかみまづよむ。

我世をはけふかあすかとまつかひの涙の滝といつれ勝れり

つきにあるじよむ。

ぬき乱る人こそ有らめ白玉のまなくもちるか袖のせはきに

とよめりければ。かたへの人わらふにや有けむ。この歌をよみてやみけり。かへりくるみちとく。うせにし宮内卿もとよしが家のまへすぐるに日くれぬ。やどりのかたを見やれば。あまのいさりする火おほくみるに。このあるじのとこよむ。

はるよ夜の星か河辺の螢かも我すむかたの螢の焼火か

とよみて。みなかへりきぬ。そのよみなみの風ふきて。などりのなみいとたかし。つとめてその家のめの

ことともいで。うきみの浪によせられたるをひろひて。いゑにもとてきぬ。女がたより。そのみるをたか

つきにもりて。かしはおほひて出したり。そのかしはにかくかけり。

わたり海のかさしにさすと祝ふもく君か為には惜まさりぬ

ぬなかの人の歌にては。あまれりやたらずや。

【延喜式】 卷第二十八 兵部 新訂増補国史大系 第二十六卷 延長五年(九二七)撰

諸国駅伝馬

畿内 山城国駅正 山崎廿 河内国駅 楠葉、觀本 各七疋 津

和泉国駅日部 猿狹 摂津国駅 草野、須磨 各十三

○後 草野、須磨 各十一疋

【和名類聚抄】 日本古典全集本承平年間(九三一~七)頃撰

○高山寺本には「葦原」は「葦屋」とあり

摂津国 住吉郡 ○註 百濟郡 ○註 東生郡 ○註 西成郡 ○註

島上郡 ○註 島下郡 ○註 豊島郡 ○註 河辺郡 ○註

武庫郡 ○註 有馬郡 ○註 鬼原郡 賀美、葦原、布敷、津守、佐才、住吉、

八田郡 ○註 能勢郡 ○註

【増鏡】 下第十六 新訂増補国史大系 第二十一卷下 ○元弘二年(正慶元、一三三二)

○前 鎌倉朝 先帝はけふ 元弘二年 〔昆陽野〕宿といふ所に つがせ給て 〔中こや〕 よりいでさせ給て。むご川。か

んざき。難波。住吉などときさせ給とて。御心のうちにおぼすすぢあるべし。広田の宮のわたりにても、御

興とよめておがみたてまつらせ給。あしやの松原。すゞめの松原。布引の滝など御らんじやらるゝも。あるきみゆきどもおぼしいでらる。○下

【太山寺文書】 神戸市垂水区、太山寺蔵

○元弘二年(正慶元、一三三二)

依賜大塔二品親王旨播磨國大山寺衆徒等自去潤二月十五日致合戦忠抽御祈禱美事

一当寺長日不断薬師如來供養法

一摂州小平野兵庫島合戦後二月十五日初度

一同廿三日尼崎合戦手負時教大輔

一同廿四日同国坂部村合戦打死刑部次郎安重

一摩耶山合戦三月打死兵衛三郎支重

一京都合戦同十二日打死大夫房大將美名肥後実名同日

手負民部実名兵部了源少輔美名丹後美名
足利尊氏成
足利正成
足利尊氏と打山出浜に勝つて・
打山出浜に勝つて・

一磨耶山城于今警固
右今年一月廿一日忝賜 令旨之間、自赤松城始、於所
々致度々合戦畢、仍注進如件

元弘三年五月十日

進上

御奉行所

【太平記】十五 豊島河原合戦事○大日本史料第六編之三
(延元)二月五日、頤家卿義貞朝臣十万余騎ニテ都ヲ立

テ、其日摂津国芥川ニソ著レケル、將軍此由ヲ聞給ヒ
テ、去ヘ行向テ合戦ヲ致セトテ、將軍舍弟左馬頭二十
六万余騎ヲ差副テ、京都ヘソ上セラレケル、去程ニ、
両家ノ軍勢、二月六日巳刻ニハシタク豊島河原ニテ
ソ行合ケル、互ニ旗ノ手ヲ下シテ、東西ニ陣ヲ張、南
北ニ旅ヲ屯ス、奥州國司真先ニワタリ合テ軍利アラ
ス、引退テ息ヲ続ハ、宇都宮入替テ、一面目ニ備ント
攻戦フ、其勢二百余騎討レテ引退ケハ、脇屋右衛門佐
二千余騎ニテ入替タリ、敵ニハ仁木、細川、高、畠山

先日ノ耻ヲ雪メント、命ヲ棄テ戦フ、官軍ニハ江田、
大館、里見、鳥山、是ヲ破ラレテハ何クヘ力引ヘキ
ト、身ヲ無ニ成テソ防キケル、サレハ、互ニ死ヲ輕ク
セシカトモ、遂ニ雌雄決セシシテ、其日ハ戦ヒ暮シテ
ケリ、爰ニ楠判官正成後馳ニテ下リケルカ、合戦ノ体
ヲ見テ面ヨリハ懸ラス、神崎ヨリ打廻テ、浜ノ南ヨリ
ソ寄タリケル、左馬頭ノ兵、終日ノ軍ニ戦ヒ草臥タル
上、敵ニ後ヲ裏レシト思ヒケレハ、一戦モセテ、兵庫
ヲ指テ引退、義貞頓テ追懸テ、西宮ニ著給ヘハ、直義
ハ猶相支テ、湊河ニ陣ヲソ取レケル、同七日ノ朝ナキ
ニ、遙ノ澳ヲ見渡セハ、大船五百余艘、順風ニ帆ヲ拏
テ、東ヲ指テ馳タリケル、何方ニツク勢ニカト見ル處
ニ、二百余艘ハ楫ヲ直シテ、兵庫ノ島ヘ漕入、三百余
艘ハ、帆ヲツイテ、西宮ヘソ漕寄ケル、是ハ大友、厚
東、大内介カ、將軍方ヘ上リケルト、伊予土居、得能
カ、御所方ヘ参リケルト、漕連テ昨日迄ハ同湊ニ泊リ
タリシカ、今日ハ両方ヘ引分テ、心々ニ著タリケ
ル、新手ノ大勢、両方ヘ著ニケレハ、互ニ兵ヲ進メ
テ、小清水宮市ノ辺ニ馳向、將軍方ハ目ニ余ル程ノ

【太平記】十五 豊島河原合戦事○大日本史料第六編之三
(延元)二月五日、頤家卿義貞朝臣十万余騎ニテ都ヲ立

テ、其日摂津国芥川ニソ著レケル、將軍此由ヲ聞給ヒ
テ、去ヘ行向テ合戦ヲ致セトテ、將軍舍弟左馬頭二十
六万余騎ヲ差副テ、京都ヘソ上セラレケル、去程ニ、
両家ノ軍勢、二月六日巳刻ニハシタク豊島河原ニテ
ソ行合ケル、互ニ旗ノ手ヲ下シテ、東西ニ陣ヲ張、南
北ニ旅ヲ屯ス、奥州國司真先ニワタリ合テ軍利アラ
ス、引退テ息ヲ続ハ、宇都宮入替テ、一面目ニ備ント
攻戦フ、其勢二百余騎討レテ引退ケハ、脇屋右衛門佐
二千余騎ニテ入替タリ、敵ニハ仁木、細川、高、畠山

カシ、少弐筑後入道モ御方ニテ候ナレハ、九國ノ勢多
ク属進ラセ候ハ、頓テ大軍ヲ動シテ、京都ヲ攻ラレ
候ハニニ、何程ノ事カ候ヘキト申ケレハ、將軍ケニモ
トヤ思召ケン、纏テ大友カ舟ニソ乗給ヒケル○下
【多田院文書】彰考館本○大日本史料第六編之三
摂津國多田院御家人高橋彦六茂宗申軍忠事、
右略○中当年建武二正月、江州勢田、宇治、京都、打
出、西宮御合戦仁竭軍忠、略○中所詮茂宗御合戦、毎度於
御前抽抜群軍忠之条、御見知之者、為下賜御証判、恐
々言上如件、

【入江文書】一 大日本史料第六編之三
豈前歲人三郎直貞法師申軍忠条々、
今年建武二月十一日、於摂津國打出山之戰場、總領
軍勢ノ軍シタル有様、見ルニ、叶ヘシトモ覺サリケレ
ハ、將軍モ早退屈ノ体見ヘ給ヒケル処ヘ、大友參テ、
今ノ如クニテハ、何トシテモ御合戦ヨカルヘシトモ覺
候ハス、幸ニ船共數多候ヘハ、只先筑紫ヘ御開キ候ヘ
略○中

打出御合

打出山之

大勢ナリケレトモ、日比ノ兵、新手ニセサセントテ軍
ヲセス、厚東大友ハ、又強ニ我等計カ大事ニ非スト思
ヒケレハ、サシモ勇メル氣色モナシ、官軍方ハ、雙ヘ
テ云ヘキ程ナキ小勢ナリケレトモ、元來ノ兵ハ是入ノ
大事ニ非ス、我身ノ上安否ト思ヒ、新手ノ土居得能
ハ、今日ノ合戦、云甲斐ナクシテハ、河野ノ名ヲ失フヘ
シト、機ヲ礪ノ効セリ、サレハ、兩陣イマタ闘ハサ
ル前ニ、安危ノ端機ニ顧レテ、勝負ノ色暗ニ見タリ、
サレトモ、新手ノ驗ナレハ、大友、厚東、大内カ勢三千
余騎、一番ニ旗ヲ進メタリ、土居、得能、後ヘツト
懸抜テ、左馬頭ノ控ヘ給ヘル打出宿ノ西ノ端ヘ懸通
リ、葉武者共ニ目ナ懸ソ、大将ニ組ト下知シテ、風ノ如
クニ散シ、雲ノ如クニ集テ、叫テ懸入、懸入テハ戦、
戦フテハ懸抜、千騎カ一騎ニ成迄モ引ナト互ニ耻シメ
テ、面モ掉ス闘ケル間、左馬頭叶ハシトヤ思ハレケ
ン、又兵庫ヲ指テ引給フ、千度百度戦ヘトモ、御方ノ
軍勢ノ軍シタル有様、見ルニ、叶ヘシトモ覺サリケレ
ハ、將軍モ早退屈ノ体見ヘ給ヒケル処ヘ、大友參テ、
今ノ如クニテハ、何トシテモ御合戦ヨカルヘシトモ覺
候ハス、幸ニ船共數多候ヘハ、只先筑紫ヘ御開キ候ヘ

建武二年月日

【入江文書】一 大日本史料第六編之三
豈前歲人三郎直貞法師申軍忠条々、
今年建武二月十一日、於摂津國打出山之戰場、總領

軍勢ノ軍シタル有様、見ルニ、叶ヘシトモ覺サリケレ
ハ、將軍モ早退屈ノ体見ヘ給ヒケル処ヘ、大友參テ、
今ノ如クニテハ、何トシテモ御合戦ヨカルヘシトモ覺
候ハス、幸ニ船共數多候ヘハ、只先筑紫ヘ御開キ候ヘ
略○中

且賜御証判、欲致奉公忠節矣、粗目安言上如件、

延元々年三月日

被相加合戰之策、無相違候(押)

【梅松論】下
○群書類從卷第三十七、一三三六

略○前去程に先度御教書を給る周防の守護大内豊前守。

長門の守護厚東入道向人兵船五百艘(武志)當津に参じたりければ。

此荒手を以都へ責登るべしとて二月十日兵庫を

御立有ける所に。宮方にも楠大夫判官正成和泉河内両

國の守護として摂津の国西宮浜に馳合て。追つ返しつ

終日戦て兩陳相支ふる処に夜に入て如何おもひけむ正

成没落す。翌日十一日細川の人々大将として周防長門

の勢を相隨て責上る間。義貞は同國瀬川の河原にて懸

合て爰を限に責戦する程に。細川阿波守和氏の舎弟源

蔵人頼春は深手を負給けり。合戦在にしそむじて。両

陳を取て相支へ。人馬の息をぞつがせける。略○下

萩藩閥閱錄】百廿一ノ一大日本史料第六編之三

石見国周布郷總領地頭御神本彦次郎藤原兼宗申軍忠

事、

今月十日、於西宮浜手、抽隨分軍忠之間、自身被批

一凡自六月五日、及同廿日、昼夜不離戰場、抽勦原之
上、去正月京都合戰之時、正曇父子三人、每度懸先、
自身各被疵、親類若党等、討死手負、既及廿余人之
間、於兵庫島、被經御注訖、加之、將軍家鎮西御下
向之時、云在國云御上洛、不退令祇候、度々合戰、每
度致拔群戰功之條、總領御存知之上者、任傍例、且賜
御一見狀、且欲預注進、仍目安如件、

建武三年八月日 承候畢、沙彌(花押)

【真乘院文書】

○大日本史料第六編之三

（延元元年（建武三年）一三三六）

和泉州御家人和田左近將監助康申、

右助康、去年建武十二月廿八日、馳參京都屬御手、自

宇治令參東坂本、同十六日罷向西坂本、同廿七日致合

戰、同廿八日致合戰之刻、若黨藤内兵衛尉助俊被討畢、

同晦日致鴨河原内野之合戰、同二月十日十一日、罷向

打出豐島河原、致合戰忠節候畢、就中於去々年飯盛城

合戰、自最初十一月十八日付御到着、同廿日、廿一日、

廿六日致合戰、同十二月一日合戰、若黨新三郎明宗被

射殺畢、同十二日、助康舍弟仲次助秀被疵、同晦日、

中一内被疵之條、無其隠之上者、且預御注進浴恩賞、

忠於西宮浜手、軍手、抽隨分軍忠之間、自身被批

切頭被畢、并若党川井十郎家保令打死者也、此等次第御

檢知上者、賜御証判、可備向後龟鏡候、此旨可有御披

露候、恐惶謹言、

建武三年二月日

藤原兼宗狀

御奉行所

裏在判

御判

打出合戰

【阿蘇文書】

足利氏教書

○觀応二年（正平六、一三五二）

左兵衛佐下向之間、參御方致忠節候條、殊以神妙也、爰師冬去月十七日、於甲州須沢被討取畢、師直泰令

没落于丹州、自播磨路擬令上洛之處、畠山左近大夫將

監清、國石塔中務大輔、小笠原遠江守長政等、於打出浜

誅戮數百人士卒、遂歸湊川了、不日馳參可致軍忠、若

又有九州難儀事者、隨彼下知、可抽忠勤之狀如件、

觀応二年二月十九日

（直義）

（花押）

【松浦文書】

七 大日本史料第六編之十四

（觀応二年（正平六、一三五二））

（尊氏）

（花押）

正平六年
（觀応二年
二月十七日）
利直義足利尊氏
軍手、足利軍を打出浜で擊破

【岡本文書】

大日本史料第六編之十四
（觀応二年（正平六、一三五二））

右良円致年来奉公之上、○中（二月）次同十七日、攝津國打出

合戰御共仕者也、於湊川城雖令人多沒落、不奉離上、

致夙夜奉公之條、被知食之上、清撰之著到明鏡之上者、

下賜御判、為備面目、恐々言上如件、

觀応二年三月日

（直義）

（花押）

（尊氏）

（花押）

岡本郷房良円謹申、

（直義）

（花押）

（尊氏）

（花押）

（直義）

（花押）

（尊氏）

（花押）

（直義）

（花押）

（尊氏）

（花押）

（直義）

（花押）

（尊氏）

（花押）

【北河原森本文書】 ○大日本史料第六編之十四
○觀応二年(正平六、一三五二)

伊丹左衛門四郎宗義申軍忠事、
○中同二月十七日、於摶津國打出浜致合戰忠節畢、然

略、早賜御証判、為備向後龜鏡、粗言上如件、

觀応二年三月二日

一見了(昌山謹清)(花押)

【田代文書】 四 大日本史料第六編之十四
○觀応二年(正平六、一三五二)

田代豊前三郎頸綱申軍忠事、
○中

右自石河御陣、至天王寺柴島丹州播州御共仕、去月十七日、摶津國打出浜御合戰之時、於大將御目之前、致種々之戰功畢、且此条神保次郎左衛門尉、土屋五郎左衛門尉、二宮左衛門太郎等見及候畢、然早賜御証判、可備向後之龜鏡候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

觀応二年三月日

御奉行所 承了(昌山謹清)(花押)

【西行雜錄】 ○大日本史料第六編之十四
○觀応二年(正平六、一三五二)

右○中了賢井山城雖令勤仕、於孫子次郎四郎利綱、相

知畢、然早賜御証判、為後証備、言上如件、

觀応二年正月晦日

同打出浜合戰所致忠節也、此条長浜五郎左衛門尉令見

知畢、然早賜御証判、為後証備、言上如件、

○中了賢井山城雖令勤仕、於孫子次郎四郎利綱、相

知畢、然早賜御証判、為後証備、言上如件、

觀応二年三月

承了(昌山謹清)(花押)

【觀応二年日次記】 ○大日本史料第六編之十四
○觀応二年(正平六、一三五二)

二月十八日、將軍兵庫ニ到着、於雀松原合戰之終、正以見知之由早馬到来云々、

將軍勢二千余騎云々、兵庫ニ取陣云々、
○中 錦襷勢者西宮雀松原打出等取陣云々、
十八日 今日終日合戰、將軍方勢内五百騎許、殊以進出云及合戰、其内或令降參八幡方、或及打死之間、彼五百騎勢

打出迎合 打出浜合 打出浜合

副若党令進之、尼崎柴島山崎京都御上洛令御共申畢、
并丹州播州摶州打出合戰致忠節之條、神保次郎左衛門尉、二宮左衛門太郎、成田九郎五郎入道、此人々見及畢、如此云致合戰忠節、云井山城警固忠勞、以兩方忠功異于他之上者、早賜御判、為備後証龜鏡、粗言上如件、

觀応二年四月日

承了(昌山謹清)(花押)

【廣峰文書】 ○大日本史料第六編之十四
○觀応二年(正平六、一三五二)

○上文 建武四年三月、當所住人入道丸、井上村彦三郎入道、殿木兵衛入道死去、子息心淨、同舍弟兵衛次郎入道等、打入当条、致押妨狼藉聞、○中同殿木兵衛三郎者、

為山口治(左衛門)、今度摶津國打出浜合戰以後、平明沒落、
○中

之時、同逃歸于當國泉州、乍隱居致如此之惡行之條○中

觀応二年四月日

承了(昌山謹清)(花押)

【金剛寺聖教類奥書集】 ○大日本史料第六編之十四
○觀応二年(正平六、一三五二)

○上同(正平六年)二月十七日、摶津打出浜西宮執事与義直入道殿軍兵安房次郎、合戰、兩方多討死、執事兵庫添松城引籠、出家成降人、○中

○中

【東寺王代記】 ○大日本史料第六編之十四
○觀応二年(正平六、一三五二)

六〇正 二月十七日、將軍率大勢自播磨國責上、嵐山石堂為左兵衛督入道手、馳向摶津國打出迎合戰、將軍方打負、軍勢成散々了、其後以和談儀、師直師泰遂出家、將軍相共帰洛之處、二月廿七日、於摶津國櫻河邊、上杉(豆州)、馳向誅師直師泰以下輩了、豆州出家後

為師直被誅、師直出家後為(上杉方)被害、因果相感尤以可怖、

○中

【異本長者補任】 下 ○觀應二年(正平六年、一三五二)
當年騷動次第事

寄、追手搦手二手ニ分ラル、軍ハ追手ヨリ始テ、戦半ナラン時、搦手ノ浜ノ南ヨリ押寄テ、敵ヲ中ニ取籠ヨト下知セラレケル、薬師寺次郎左衛門公義ハ、今度ノ戦、如何様大勢ヲ憑ア、御方シ損シスト思ヒケレハ、

畠山石堂以下打勝了、
【園太曆】十六 ○大日本史料第六編之十四
大治二年(正平六、「三五」)
二月十八日天晴、彼是曰、將軍責上起兵庫、於雀松原
辺合戰、八幡勢頗被追越歟、仍軍勢差下云々、又及晚
將軍引退之由云々、彼是不信受事也、
將軍引退兵庫事
十九日天陰、今日或曰、一昨日將軍責上、仍合戰、兩
(送力)

方損命者數百人、遂將軍變不利、引歸兵廬云。
師直手者逃上合戰之趣語事
廿日天陰、入夜光元申云、師直手者密々有逃上事、謂
或者語云、十七日合戰之後、十八日又有合戰、兩方又
多殞命者、又師直股受矢、又師泰內甲被射斃、鎧胸流
血、以外失力臥也云々、

射落サレケレハ、後陣ハ引足ニ成テ進得ス、河津左衛門是ヲ見テ、矢軍計ニテハ叶フマシキソ、拔テ懸レト下知シテ、弓ヲハ藪ヘカラリト投棄、三尺七寸ノ太刀ヲ拔テ、敵ノ群リタル中ヘ、会釈モナク懸入ント、一段高キ岸ノ上ヘ懸上リケル処ニ、十方ヨリ鎌ヲ汰テ射ケル矢ニ、馬ノ平頸、草脇、弓手ノ小时、右ノ膝口四所マテ箇深ニ射ラレテ、馬ハ小膝ヲ折テトウト臥、乗手

八朱ニ成テ下立タリ、是ヲ見テ畠山カ二百余騎、喚テ懸リケレハ、跡ニ控タル寄手ノ大勢共、新手ヲ入替テ戦ハントモセス、手負ヲ助ケントモセス、鞭ニ鎧ヲ合テ、一度ニハツトソ引タリケル、石堂右馬頭カ陣ハ、是ヨリ十余町ヲ隔タレハ、イマタ御方ノ打勝タルヲモ知ス、打出ノ浜ニ旗ノ三流見ヘタルハ、敵カ御方カ見

八朱ニ成テ下立タリ、是ヲ見テ畠山カ二百余騎、喚テ懸リケレハ、跡ニ控タル寄手ノ大勢共、新手ヲ入替モ、戰ハントモセス、手負ヲ助ケントモセス、鞭ニ鎧ヲ合テ、一度ニハツトソ引タリケル、石堂右馬頭カ陣ハ、是ヨリ十余町ヲ隔タレハ、イマタ御方ノ打勝タルヲモ知ス、打出ノ浜ニ旗ノ三流見ヘタルハ、敵カ御方カ見テ帰レト云ケレハ、原三郎左衛門義実只一騎馳向テ、是ヲ見ルニ、三幅ノ小旗ニ赤キ手ヲ両方ニ著クリ、サテハ敵ナリト見オフセテ、馳帰ケルカ、徒ニ馬ノ足ヲ疲カサシトヤ思ヒケン、扇ヲ舉テ御方ノ勢ヲサシ招キ、浜ノ南ニ控タル勢ハ、敵ニテ候ソ、然モ追手ノ軍ハ、御方打勝タリト見ヘ候、早懸ヲセ給ヘト、声ヲ揚テソ呼リケル、元ヨリ氣早ナル石堂上杉ノ兵共、是ヲ聞テ、何カハ少モ思惟スヘキ、七百余騎ノ兵共、馬ノ轡ヲ竝ヘテ、喚テ懸ケルニ、藥師寺カ跡ニ控タル、執事兄弟ノ大勢共、イマタ矢ノ一ツヲモ射懸ラレス、捨鞭ヲ打テソ逃タリケル、梶原孫六、同弾正忠二人ハ、追手ノ勢ノ中ニ在テ、心ナラズ御方ニ引立ラレ、六七町落タリケルカ、後代ノ名ヲヤ恥タリケン、只一騎引返

シテ、大勢ノ中へ懸入、暫カ程ハ二人一所ニテ戰ケル、
ハ敵三騎切テ落シテ、裏ヘツト懸抜タル、続ク御方モ
ナク、又見咎ムル敵モ無カリケレハ、紛レテ助カララン
ト思ヒテ、笠駿ヲ取テ袖ノ下ニ収メ、西宮ヘ打通テ夜
ニ入ケレハ、小船ニ乗テ將軍ノ陣ヘソ参リケル、彈正
忠ハ偏ニ敵ニ紛レモセス、懸入テハ戰々、七八度マテ
馬煙ヲ立テ戰ケルカ、藤田小次郎ト、猪俣彈正左衛門ト
二騎ニ取籠ラレテ討レニケリ、後ニアハレ剛者ヤ、誰
ト云者ヤラン、名字ヲ知ヘヤトテ是ヲ見ルニ、梅花ヲ
一枝折テ簾ノ上ニツケタリ、サテハ元暦古、一谷合戦
ニ、二度ノ懸シテ名ヲ揚シ、梶原平三景時カ其末ニテ
ソ有ント、名乗ラテ名ヲソ知レケル、薬師寺二郎左衛
門公義ハ、御方ノ追手搦手二万余騎、崩レ懸テ引共少
モ騎ス、二百五十騎ノ勢ニテ、石堂上杉カ七百余騎ノ
勢ヲ、山際マテマクリ附テ、繞ク御方ヲ待處ニ、一騎
モ控タル兵ナケレハ、又浪打際ニ控テ居タルニ、石
堂、畠山カ大勢共、手著タル族ハ、薬師寺ト見ルソ、
一人モ余スナトテ追懸タリ、公義カ二百五十騎、敵後

正平七年
文和元年
赤松木正七
伊丹松光正
戦

近附へ、一度ニ馬ヲ屹ト引返シテ戰ヒ、敵先ヲ遮レ
ハ、一同ニワツト喚テ縣破リ、打出浜ノ東ヨリ、御影
浜ノ松原マテ、十六度返シテ戰ケルニ、或ハ討レ或
八敵ニ懸散サレ、一所ニ打タル勢トテハ、彈正左衛門
義冬、勘解由左衛門義治、已上六騎ニ成ニケリ、六
騎ノ兵共、曾馬ノ息ヲ継セテ、傍ヲ屹ト見タルニ、輪
達ノ笠驗著タル武者一騎、馬ヲ白砂ニ馳倒シテ、敵七
騎ニ取籠ラレタリ、彈正左衛門義冬是ヲ見テ、是ハ松
田左近将監ト覺ル、目ノ前ニテ討ル、御方ヲ助スト云
事ヤ有ヘキトテ、六騎拔連テ懸レハ、七騎ノ敵引退テ、
松田ハ命ヲ助リテケリ、松田薬師寺七騎ニ成テ、暫控
タル處ニ、彼等力手ノ者共、此彼ヨリ馳附テ、又百騎
許ニ成ケレハ、石堂畠山カ先駆ノ兵ヲ、三町許追返シ
タルニ、敵モ勇氣ヤ疲レケン、其後ヨリハ追サリケレ
ハ、軍ハ此ニテ止ニケリ、薬師寺ハ鎧ニ立廻ノ矢少シ
折懸テ、湊川ヘ馳帰タレハ、敵ノ旗ヲタニモ見スシテ、
引返シツル二万余騎ノ兵共、勇氣ヲ失ヒ、落方ヲ求テ、
只泥ニ醉タル魚ノ、小水ニ息ツクニ異ナラズ、○下
略

貞二月建徳
芦打に赴く九今
過屋のく九今
里淡川年

近附へ、一度ニ馬ヲ屹ト引返シテ戰ヒ、敵先ヲ遮レ
ハ、一同ニワツト喚テ縣破リ、打出浜ノ東ヨリ、御影
浜ノ松原マテ、十六度返シテ戰ケルニ、或ハ討レ或
八敵ニ懸散サレ、一所ニ打タル勢トテハ、彈正左衛門
義冬、勘解由左衛門義治、已上六騎ニ成ニケリ、六
騎ノ兵共、曾馬ノ息ヲ継セテ、傍ヲ屹ト見タルニ、輪
達ノ笠驗著タル武者一騎、馬ヲ白砂ニ馳倒シテ、敵七
騎ニ取籠ラレタリ、彈正左衛門義冬是ヲ見テ、是ハ松
田左近将監ト覺ル、目ノ前ニテ討ル、御方ヲ助スト云
事ヤ有ヘキトテ、六騎拔連テ懸レハ、七騎ノ敵引退テ、
松田ハ命ヲ助リテケリ、松田薬師寺七騎ニ成テ、暫控
タル處ニ、彼等力手ノ者共、此彼ヨリ馳附テ、又百騎
許ニ成ケレハ、石堂畠山カ先駆ノ兵ヲ、三町許追返シ
タルニ、敵モ勇氣ヤ疲レケン、其後ヨリハ追サリケレ
ハ、軍ハ此ニテ止ニケリ、薬師寺ハ鎧ニ立廻ノ矢少シ
折懸テ、湊川ヘ馳帰タレハ、敵ノ旗ヲタニモ見スシテ、
引返シツル二万余騎ノ兵共、勇氣ヲ失ヒ、落方ヲ求テ、
只泥ニ醉タル魚ノ、小水ニ息ツクニ異ナラズ、○下
略

て武庫の山と申となん。

このたひもあらき波ちのさはりなく猶吹をくれむこ
の山風

古集にも入江のす島などよみ侍るとぞ。

うちでのはまうちすぐれば。ざいご中將のわがすむか
たといひけんあしやのさとなりぬ。それよりこなた
に磯ぎはちかき松かげに玉垣神さびて鳥居などたてる
ところあり。北野の宮の此ところにやうがうしたまひ
てよりのち。御影のまつ原と申なるべし。○後
略

伏見大光
明寺領

是瀬澄じ政は細川正五
河川正五
高の元
瓦方細
林の川命
八年月年

伏見大光

【北河原家藏文書】
大日本史料第六編之十七
伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

文和一年六月
承了。(花押)
【道ゆきぶり】
群書類從卷第三三三
○慶安四年(建徳一、一三七二)
○前川づらにそひて木ふかく物ふりたる山あり。島居
たり。そのあたりの人人に尋侍れば。これは昔足姫の
もろこしの三の国したがへたまひかへりたまひける
時。この山によろひかぶとなどうづみ給けるよりやが
し。
【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)
○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

- 16 -

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

【内閣文庫本古文書】
○十五世紀末
○大日本史料第六編之十七
○文和二年(正平八、一三五三)

○伊丹杜本左衛門次郎基長申軍思事
右、去年十一月三日、馳参打出浜、其後橋籠神況寺御
陣、致夙夜警固、同廿四日、伊丹瓦合戦之時、致軍忠
畢、此条橋三郎左衛門尉、同所合戦之間、所令存知
也、又當年正月十一日、御敵押寄伊丹城之時、致散々
合戦、追返御敵畢、將又三月廿三日、吹田合戦之時、
馳向高○抽戰功、同廿四日、神崎、尼崎御発向之間、
属御手当○警固之處、五月十六日、渡辺夜討之時、進
一陣追退○爪御敵、燒落同橋畢、如此至于今抽軍功之
上者、賜御証判為備向後龜鏡、粗言上如件、

- 17 -

河原林政
に備る尾城

合戦 河原
に備る尾城

余騎、阿波方は城中には無勢にて、籠内の鳥とかや、もれて出べきやうなれば、思ひ切面もふらず切かゝる、高國方の衆切まけて、大将分皆討死する、雜兵以下三百余人死するなり、残る勢はいづみの堺へ漸々逃入也、然ばその日に、澄元方欠郡中嶋まできり上る、去間、淡路守殿は、摂津國兵庫口へ渡り、灘へ上り給ふ、こゝに高國方の兵原林対馬守正頬は、摂州蘆屋庄の上鷹尾城に楯籠、淡路守殿この城を責べしとて、灘深井と云所に陣取給ふ、此由正頬より京高國へ注進申、高國聞召、今度は馬廻り柳本又次郎入道宗雄子息波多野孫右衛門、能勢因幡守、荒木大蔵等始て、三十餘頭差下さる、此人々おもひ切て、同七月廿六日に、蘆屋河原にて合戦あり、又鷹尾より河原林手を合てたかひけるに、京高國方討勝て、淡路衆百百余討取て、京勢は則明る廿七日に上洛して、此由申上られければ、高國聞召、御感なかく申計なし、去間、播磨衆は此合戦の事を聞、思案に及ばれけれども、一度約束の上は、八月初頃、播磨国を立て、同八日九日に鷹尾城を取巻、さかしき谷、高き岸ともいはず賣られ

ト、下知ヲ高國ヨリ被成ケレトモ、地下人恐テ、此在所ニヘ居ス候トテ難渋シケル間、永正八年五月一日ノフケウニ、鷹尾ノ城ヨリ究竟ノ手柄ノ衆廿余人、一里計アル在所ヘ打コシ、彼足高ヲ討取、宿所ニ火ヲカケテノキケル処ニ、本城ノ者トモ起リ合テ、城ト討手ノ間ヲシキリ、討手ヲ取巻テ討ントセシヲ、一人当千ノ者トモ也ケレハ散々戦テ結局敵多ク討取、一人モ不討レ、城ヘシツシト入ニケル、サレハ御下知ノ下リケルニ、地下ヨリ難渋スルサヘ曲事ナルニ、剝彼討手ニ取掛ル事ハ、一向御敵ニテコソアリケル、其科ヘ、其後鷹尾城ニ外堀ヲホレハ、用水ヲハ掘ニテカクヘシト正頬申処ニ、本城衆ウケコワス、剝五郷ノ衆ヲ催シ、二十人計鷹尾城ヘ五月六日ニ取カケル、兼日ニカ正頬弟吹田又五郎、瓦林四郎次郎、与力ニ斎藤新五郎、富松彦三郎、稻津小五郎、鈴木与次郎ヲ初トシテ、其外可然侍數十人堅メケル中ニ、別シテ此廿二人申合、神水ヲ飲、同心ニ合戦スヘキ契約ヲソ結ケル、彼与ノ中ノ証人ニ宿老一人入テ可然トテ、麻田入道宗円ヲソ被入ケル、カクテ廿三人ノ人々申合セシ事ナレ

八敵二千人計ノ中ニ、本城衆三百人ハ、取分城近ク攻寄テ居タル処ヘ、廿三人ノ人々面モラス「目ニ切テ入ケレハ、河島浜兄弟同西坐福庵トテ、ス、トキ惡僧ノアリケルヲ先トシテ、廿余人討取ケレハ、残者トモハ蝶子ヲチラスカコトクニソ逃タリケル、是ヲ見テ二千人計ノ寄手トモ、皆足ヲモタメスシテ、本城ヲ追コシテ本城ニ打入・家々ヲ破却シテ、寺庵サヘ七十余ヶ處マテ打コホチテソ引タリケル、其後ハ手次ヲ覺テ、我々計ニテハ思ヒヨラスシテ、當國中ノ浪人并ニ淡路守入道以久ヲ相語、同六月六日、又猛勢ニテソ取カケ、ル、爰ニヨキツカイヲ守テ、城ヨリ一度ニ切テ出ケレハ、寄手多討レテ皆々逃散ケル、カ、リケル処ニ、畠山上縦介義英、遊佐河内人道因宗ヲ大將トシテ、吉野ヨリ打テ出ケリ、先年澄元ニ付シ馬廻元、并ニ細川右馬助政賢、和泉上守護刑部大輔打田新左衛門尉ヲ先トシテ、七八千ノ軍兵ト摂津國衆上下郡ノ旁池田、伊丹、三宅、茨木、安威、福井、太田、入江、高槻ヲ首トシテ二万余人ト、同七月十三日、和泉国深井ニテ合戦アリケルニ、御方余リニ大勢ニテ調義相違シケ

ける間、城の内にも、こゝをせんと戦ひければ、その日は著て、寄手も麓へ引、しかれ共、城の中に此分ならば叶はじとおもひ、同十日の夜半に城あけにけり、播磨勢は悦て則伊丹の城へ取懸ける、略

【瓦林政頬記】

(○前 続群書類從卷第五八)

○永正八年(二五六一)

略(○前 去間、彼下郡ノ大名ト前ニ聞ヘシハ瓦林対馬守平正頬ト申セシ人ノ事ソカシ、彼正頬ハ豊島里ニ常ノ宿所ヘ在ナカラ、城ナクテハ叶フマシテ、四里計西ニ武庫山ノ尾崎難太ノ内鷹ノ尾ヲ城郭ニソ構フレケル、ナタノ五郷ヘ、本ヘ本所領ニテ、守護代ニモ隨カワス、侍数七八百人モアリテ、自然ト勢揃スル時ハ、三四千人モアル在所也、彼鷹尾城アラヘ定テ六ヶ布事アナントテ、ナダノ内ノ本城ト西宮トハ、多年中不和ニテ度々取合ケルカ、俄ニ中直リケル、是ハ同心シテ彼城ヲサミセムカタヌ也ト、正頬ヤカテ心得、憎企ナリケレトモ、面ニハミヘヌ事ナレハ、ヲツトヲサセテ成敗セハヤト思ワレケル処ニ、ナダ五郷ノ内ニ正頬力同名足高ノナニカシ、并ニ下村ト云者ヲ先トシテ、澄元ヒイキノ者多ク有、先彼兩人ヲ地下トシテ討テ可参

ルニヤ、國衆ノ軍敗テ大略討死シテケリ、サレハ小敵ヲハラソレヨト云ハ爰可成、尾州ノ手ニハ遊佐筑前守被討ケル、去間、大和、河内、和泉モ敵隨ヒケレハ、京都ヘ攻上ルヘキニソ定リケル、サレハ此刻、彼ナタノ衆又力ヲ得テ、淡路守入道以久モ、先日ノ耻辱ヲ雪メントテ、猛勢ヲ率シテ、七月廿六日ニ、又鷹尾ヘソ取懸ケル、此企前日ヨリ風聞アリケレハ、此度ハ難義至極可為トテ、御合力ノ事京都へ被申ケル、京ヨリ安富民部丞宗綱、斎藤三郎右衛門尉元隆、柳本入道宗雄、波多野孫右衛門尉元清、波々自部^{伯方}三郎右衛門尉盛幸、宇都二郎左衛門尉元朝、能勢因幡守頼豊、富田又三郎吉春、井上又五郎国就、井上中務丞正朝、都合三千ニテソ下サレケル、正頼ハ山ノ手ヲ堅ス、京衆ハ浜ノ手ニアイテ責戦、^{マクツマクラレツヨツオワレツ花ヲチラシテ}寄手^{一百余人}討レケレハ、又取テ返テ逃ケルカ、余リニ追ハレテ、淡路入道ハ有馬郡湯山マテソ逃ラレケルトカヤ、去程ニ澄元ノ舍兄備中ノ守護細川九郎^{之持}ハ、播州赤松^{義村}一郎カ為ニハ姉筆也、赤松ヲヒラニ頼ム由コンセツニ被申ケル間、侍ノ縁ニ成ハ、カヽル大事ノ時、互ニ可合力ト云事ニコソアレ、

【実隆公記】四十五〇中日本第五卷
七月十三日、辛酉、晴、^略○中抑撰州合戦敗北、河内同前、仍京中錯乱言語同断也、其間事難述筆端矣、廿七日、乙亥、震、及晚雨濺、^略○中尤三位局檻賞翫、各携兆子、盃酌及午後者也、抑撰州合戦昨日得勝利、尤珍重々々、自前^太相国有此告、又雅業王來談同前、^太平之基也、歎喜々々、

— 20 —

○中夫ヨリ細川政賢ハ、撰州中嶋ニ陣ヲヨセ、細川和泉守ハ同國脇ノ浜へ渡海シテ、河原林対馬守正頼ガ蘆屋ノ庄上鷹屋ノ城ニ籠リタルヲ攻ントテ、灘、吹飯ニ屯ヲ張テ、日夜ヲ不分相戦フ、カクテ數日ヲ送ル處ニ、從京都細川典厩尹賢、大内義興ヲ大将ニテ、高國ノ族本勢柳木宗雄、波多野孫右衛門、能勢因幡守、荒木大蔵大輔ヲ始、撰丹二州ノ軍兵、同廿六日、灘郷雀松原御影宿ニ馳著テ、蘆屋川原ニテ会戦フ、是ヲ見テ、鷹屋城中ヨリモ打テ出、終ニ和泉守カ陣ヲ突崩シ、頸百有余級討取、心地好ト悦テ、顧テ京都へ上リケリ、カクトハシラデ赤松下野守義村へ、澄元ニ頼マレ、和泉守ニ力ヲ翻セント、八月上旬、播州御著ノ館ヲ打立テ、加古川ニテ勢揃エシテ、大倉谷迄上テ、爰ニテ和泉守敗走スト聞ケレトモ、斯テ引返スヘキニ非レバ、同月五日、兵庫浦ニ著、夫ヨリ河原林カ城ヲ落シテ、遅参ノ恥ヲ雪ント、撰州西宮、若王ノ諸所ニ陣ヲトリ、同九日、鷹屋ヘ押寄、稠ク攻ケレバ、河原林其夜退城シテ、伊丹城へ入ケルヲ、遙間ヲアラセス押寄、四面ヲ囲ンテ攻動カス、^略○下

○中夫ヨリ細川政賢ハ、撰州中嶋ニ陣ヲヨセ、細川和泉守ハ同國脇ノ浜へ渡海シテ、河原林対馬守正頼ガ蘆屋川原の合戦^略、尾張守入道下山^{昌山守}、已著陣、河内國所々焼亡、撰州^{政選}一昨夜引退之、河原林同宿于伊丹城云々、世上安危難知之、如何々々、

十四日、壬辰、晴、^略○中撰州之儀無正体之間、京都於今無頼云々、

○中野、柏原、真島、上月、有田、広岡、別所、得、平侍寺、阿保等ヲ初トシテ二万人ニ及、同八月ノ初、兩度ニハ明石、依藤、小寺兄弟、堀、喜多野、櫛橋、薬師寺、阿保等ヲ初トシテ二万人ニ及、同八月ノ初、兩度マテ取掛、鷹尾城ヲ息ヲモサセス責タリケル、サレ共手柄ノ者共^{数々防戦}ニテ・精兵コヽヲ專ト射ケル間、手負三千人ニソ及ヒケル、又重テ十一日ニ大責可有聞ヘケレハ、詰テハ猛勢ノ事ナレハ責破ナハ一人モ助カルヘカラス、カクルモ引モ折ニヨルトテ、十日ノ夜城ニ籠タル由ニテ、潛ニ落テ伊丹ノ城ニ加リケル、城ヲハ敵入テ米錢雜具トモ思様ニ取テ、後ニ火ヲコソカケタリケル、播州ノ猛勢又伊丹へ取カケタリ、色々クロヒノ子細アリテ、サノミニキツクハ攻サリケル、正頼ハ手勢ヲハ伊丹ニ残シ置、涯分ノ合戦可仕トテ、自身ハ小者一人ニテ、忍テ丹波国多紀郡波多野城ニソ籠ケル。^略○下

下に宮屋好一
十一年正月三日
月三日
下に庄長、月三日
下に庄長と慶
許を賜

弘治三年一月十一日 三好日向守 長康 御書判

以上

竹垣三右衛門御代官所
名衆百姓中
蘆屋庄

被歸置、蘆屋庄之者共山ヲ如前々身躰仕候へと被仰付
候て可給之由、被申候間、皆々罷直、無相違柴草ヲ可
仕候、右之押領之場目者、反古ニ成申候、於後々西宮

ヨリ不謂儀申候者、以此一札可申分者也、

永祿參年十一月廿一日 三好日向守

長康（花押）

（袋表書）

三好日向守様御奉書通

池田紀伊守様御奉書通

摺津國鬼原郡打出村
蘆屋庄村

摺津國鬼原郡打出村
蘆屋庄村

【細川両家記】 ○群書類從卷第二八〇
弘治三年（一五五七）

高潮の災
米元買
起る
勝貴

一、（私色）同三年丁巳八月廿六日、始東風吹て、後南風吹高
汐上り、尼崎、別所、難波、鳴尾、今津、西宮、兵
庫、明石の間浦々へ上る。取分尼崎にて六十人流死
すると云也。仍之、里々堤は平等に成也。むかしこの
浦、高潮の上る事八十三年に當る也。依之、米元買、
金壱両に五斗なり。

【三好日向守長康裁許状】 ○吉田善八氏藏
永祿三年（一五六〇）

永祿三年十一月廿一日 東方一

（挟板見込） 三好日向守様御奉書抜

摺津國鬼原郡蘆屋庄村打出村善吉

蘆屋庄
名衆百姓中

- 24 -

【池田紀伊守忠勝裁許状】 ○芦屋市打出若宮町吉田善八氏藏
天正十年（一五六二）

制路屋本九年天
庄日八正月十一
下に庄長と勝
許出本芦屋十年

（挿板裏）

摺州鬼原郡蘆屋庄村
打出村 善吉

打出村 善吉

一 対百姓不謂儀申懸族、一錢切たるべき事
一 田畠作毛あらすへからさる事
一 石持者共不可宿借事
一 右条々違背輩在之者、速可加成敗者也、

仍下知如件、

天正十一年八月廿九日 築前守（花押）

【芦屋川水日数定】 ○芦屋市月若町、猿丸吉左衛門氏藏
天正十七年（一五八九）但、本文書はかなり後世の写である

今度芦屋川水出入候處、山路庄中御年寄衆為御扱、川
候、先年三好日向守悉究被出候迄者、本庄押領と存
候、如前々山を芦屋之庄ニ身駄可仕者也、

天正拾年
十二月十二日 池田紀伊守
忠勝御書判

蘆屋庄

名主百姓中

一川東二之井手三の井手へ三十日に付て十七日に参申
一右三ヶ井手の中よりほどぞ井手へ一日ニ付て二反水づ
ム上申、同一日ニ付て二反水づム年寄ニ給水ニ入申候、
同二の井手の下水も同水ニ相宂申事

右是へ、芦屋之年寄同下百姓迄相談仕候て相定申、此上
ハ少もいらん有間數候、為後日状如件、

天正拾七年五月十七日 芦屋村年寄中

左京介

花押

【豊臣秀吉禁制】

○西宮市弓場町、吉井良尚氏藏
天正十一年（一五八三）

定 摺 州 本 蘆 屋 路 庄

- 25 -

水の番割
芦屋川用
を定む

【芦屋川水之割】

○芦屋市月若町、猿丸吉左衛門氏藏
(天正十七年(一五八九))

猿丸太夫 花押
太郎右衛門
横田又左衛門
市太夫殿
住吉藤次介殿
右御披衆上申跡書

六番二ちおとへ参候 同廿日

七番二北ふなとへ参候 同廿三日

八番二打出山ノロへ参候 同廿五日

三番ニ田中へ参候 同廿七日ニ

四番ニちよつかへ参候 同十三日

五番ニいノしりへ参候 同十五日

六番ニおさきへ参候 同十八日

七番ニたてはらへ参候 同廿一日

八番ニけれうへ参候 同廿六日

九番ニ山中へ参候 同廿七日

十番ニ水入申候 同廿八日

十一番ニ川東ニ而すべ水之事 同廿九日

十二番ニたつミへ参候 同三十日

十三番ニ山かとへ参候 同廿九日

十四番ニミやつかへ参候 同廿九日

十五番ニもちうへ参候 同三十日

十六番ニ芦屋庄年寄申 同三十日

水の番割
芦屋川用
を定む

【芦屋川水之割】

○芦屋市月若町、猿丸吉左衛門氏藏
(天正十七年(一五八九))

猿丸太夫 花押
太郎右衛門
横田又左衛門
市太夫殿
住吉藤次介殿
右御披衆上申跡書

六番二ちおとへ参候 同廿日

七番二北ふなとへ参候 同廿三日

八番二打出山ノロへ参候 同廿五日

三番ニ田中へ参候 同廿七日ニ

四番ニちよつかへ参候 同十三日

五番ニいノしりへ参候 同十五日

六番ニおさきへ参候 同十八日

七番ニたてはらへ参候 同廿一日

八番ニけれうへ参候 同廿六日

九番ニ山中へ参候 同廿七日

十番ニ水入申候 同廿八日

十一番ニ川東ニ而すべ水之事 同廿九日

十二番ニたつミへ参候 同三十日

十三番ニ山かとへ参候 同廿九日

十四番ニミやつかへ参候 同廿九日

十五番ニもちうへ参候 同三十日

十六番ニ芦屋庄年寄申 同三十日

第一編 近世編

1 藩政・村政一般

【明和六年芦屋村差出明細帳】

○芦屋市月若町
(明和六年(一七六九))

明和六年
差出明細帳
丑五月

摂津国鬼原郡
芦屋村

下田拾畠町六反九畝三歩 石盛 九

分米百五石武斗毫舛九合

下々田四町五反九畝武拾九歩

分米貳拾石九斗九升八合

上畠毫舛廿六步

分米毫斗八升七合

中畠毫舛武拾八升九合

分米七石七斗四合

下畠毫舛七反四畝九歩

分米六石九斗七升武合

下々畠三町三反八畝廿九歩

分米毫斗六升九合

屋鋪毫町五反三畝拾毫歩

分米拾五石三斗三升七合

右之内

毫石毫斗五升三合 池床砂入斗代違

無地引

青山大膳亮様
寛文元丑年御檢地帳ニ御座候

上田武拾町六反七畝毫歩

石盛 十三

分米百六拾四石七斗毫舛四合

此反別七拾七町九反毫舛武歩

分米百九拾九石五斗八升八合

石盛 十一

明和六年
差出明細帳
丑五月

摂津国鬼原郡
芦屋村

下田拾畠町六反九畝三歩 石盛 九

分米百五石武斗毫舛九合

下々田四町五反九畝武拾九歩

分米貳拾石九斗九升八合

上畠毫舛廿六步

分米毫斗八升七合

中畠毫舛武拾八升九合

分米七石七斗四合

下畠毫舛七反四畝九歩

分米六石九斗七升武合

下々畠三町三反八畝廿九歩

分米毫斗六升九合

屋鋪毫町五反三畝拾毫歩

分米拾五石三斗三升七合

右之内

毫石毫斗五升三合 池床砂入斗代違

無地引